

令和7年4月

保護者 様

阪南市教育委員会

特別支援教育就学奨励費支給制度について（お知らせ）

阪南市教育委員会では、小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの一部を支給しています。申請の有無を確認するため、下記により申請書又は辞退届を提出してください。**前年度に引き続き、受給を希望される方についても、再度の申請が必要です。**

1. 対象者	
以下の条件を同時に満たす者	
① 阪南市立小学校または中学校の支援学級に在籍する児童または生徒の保護者であること。 ② 世帯の令和7年度（令和6年中）の合計所得額に基づき算定した収入額が需要額の2.5倍未満である者。	
注 意 事 項	・世帯構成や年齢等により基準額は変わります。 ・世帯の合計所得金額は、同一生計世帯の世帯員全員分を合算して算定します。 ・給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、総所得金額から10万円を控除して算定します。 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に規定する収入額及び需要額により算定します。
2. 申請方法	
提 出 書 類	申請される方 ・令和7年度特別支援教育就学奨励費申請書 ・【令和7年1月2日以降に阪南市に転入された方のみ】 以下のうちいずれか1つ、写し可。 (1) 令和7年度課税（所得）証明書（概ね6月頃から発行可能） ※令和7年1月1日時点の居住地の市区町村で発行してください。 (2) 令和7年度（市民税等）特別徴収税額の決定・変更通知書または課税明細書 ※6月頃に勤務先もしくは前居住地の市区町村から送付されます。
	辞退される方 ・令和7年度特別支援教育就学奨励費辞退届
提 出 先	阪南市教育委員会事務局 教育総務課（市役所2階26番窓口） または 学校
申 請 期 限	令和7年6月6日（金）まで
3. 支給方法など	
認 定 時 期	令和7年7月中
支 給 方 法	申請書に記載された指定口座への振込 ※ただし、学校徴収金に未納が生じた場合は、学校長口座を経由して支給します。
支 給 予 定 日	第 1 回 令和7年9月下旬頃
	第 2 回 令和8年1月下旬頃
	第 3 回 令和8年3月下旬頃

4. 支給内容				
支 給 金 額		実費の 1/2 （学用品・通学用品購入費のみ定額） ※年間の支給限度額は以下のとおり。		
支給対象費目		年間支給限度額		支給予定回
		小学校	中学校	
学用品・通学用品購入費		5,820 円（定額）	11,370 円（定額）	第 1～3 回
新入学児童生徒学用品・ 通 学 用 品 購 入 費 （4/1 時点認定者のみ）		28, 530 円 （1 年生のみ） ※詳細以下参照	31, 500 円 （1 年生のみ） ※詳細以下参照	第 1 回
修 学 旅 行 費		10,790 円	28,860 円	実施後の直近回
校 外 活 動 等 参 加 費	泊 な し	800 円	1,155 円	実施後の直近回
	泊 あ り	1,845 円	3,105 円	実施後の直近回
学 校 給 食 費		限度額なし		第 1～3 回
以下の費目は、補助を申請する際に、領収書またはレシートの提出が必要となりますので、保管しておいてください。				
対 象 費 目	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ※通常必要とする新入学にあたっての学用品・通学用品 （原則として入学までに購入したもの）			
対 象 物 品	学用品（ノート・筆記用具等）、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）			
申 請 方 法	提 出 書 類	必要事項を記入し、領収書等を貼付した「購入費申出書」 ※「購入費申出書」は 7 月中に送付する認定通知に同封します。		
	提 出 先	阪南市教育委員会事務局 教育総務課		
注 意 事 項	・領収書等は原本に限ります。また、提出された書類は、原則として返却しません。 ・領収書等は、個別の品名、金額、日付がわかるもので、手書きの場合は領収印が必要です。 ・各種ポイントにより物品等を購入した場合、当該ポイント相当額は原則対象になりません。 ・補助の対象となるものは、新入学にあたって学校の授業や通学で必要なものです。自習用に購入したものや、眼鏡や肌着、靴下のように日常生活で使用するものは対象になりません。			
5. 注意事項				
・就学援助費と特別支援就学奨励費の両方を認定された場合、就学援助費のみ支給となります。 ・辞退する方についても、辞退届の提出をお願いします。				

※特別支援教育就学奨励費申請書兼辞退届・添付書類に記入された個人情報は、特別支援教育就学奨励費認定・支給事務のために利用します。 なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。

問合せ先

〒599-0292 阪南市尾崎町 35 番地の 1
 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 教育総務課
 TEL：072-489-4540（直通）